

個人情報に記載した書類の誤送付について

このたび、当センターにおいて、個人情報に記載された診療情報提供書（以下「書類」という。）をクリニックA（所在地・寝屋川市）に送付すべきところ、誤って類似名称のクリニックB（所在地・大阪市平野区）に送付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、患者ID、診療内容、検査結果等

2 事案の経過

発覚の経緯・発覚後の事実経過(時系列)：

○令和6年8月7日（水）

- ・医師が、クリニックAあての書類を作成すべきところ、誤ってクリニックBあてに作成し、クリニックBへFAX送信した。

○8月8日（木）

- ・クリニックBからセンターあてに誤送信の電話連絡を受け発覚、医師が謝罪した。書類は、シュレッダー処分済みとのこと。

○8月9日（金）

- ・患者が受診の際、医師から経緯を説明し謝罪した。

3 誤送付の原因

- ・医師が書類を作成する際、所在地確認を怠ったため。

4 再発防止策

- ・患者とかかりつけ医の所在地を必ず確認するよう指導した。
- ・書類を送付する際の誤送付再発防止対策チェックフローを関係者間で協議のうえ作成する。